

賃金支払実績確認表（出来高払制）

1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員

助成対象事業者	
賃金引上げ対象従業員	

2. 賃金の状況

- ※交付申請時に提出する賃金台帳をもとに作成してください。
- ※③歩合給には、最低賃金の対象となる賃金を計上してください。

(1) 支援期間前の時間単価（1年分を記載すること）

		①	②	③	④	⑤	⑥=⑤/12	⑦=(①+②)/⑥+③/④
支 払 日	賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われる 諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給) (※) (円)	月間総労働時 間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
.							0.00	
⑧引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額（⑦）の平均：								

(2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価

		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯=⑮/12	⑰=(⑪+⑫)/⑯+⑬/⑭
支 払 日	賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われる 諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給) (円)	月間総労働時 間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
.							0.00	
.							0.00	
⑯引上げ後の基準に従って支払われた時間当たり賃金額（⑰）の平均：								

(3) 引上げ後の賃金の状況（引上げ後2か月間）

⑱~⑳ 賃上げ額（円）	
----------------	--

5. 賃金引上げ額についての確認

- ☐ 引上げ後2か月間の時間当たり賃金額平均（⑱）は、引上げ前1年間の時間当たり賃金額平均（⑧）に比べて60円以上上回っている。
- ☐ 引き上げ前の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を上回っている。
- ☐ 引き上げ後の時間当たり賃金額は、東京都の地域別最低賃金を60円以上上回っている。